

## 新指定答申文化財概要（三重県）

【名 称】鈴鹿関跡（すずかのせきあと）

【種 別】国指定史跡

【所在地】亀山市関町新所

【時 代】奈良時代

鈴鹿関跡は、亀山市内では、3例目、三重県内では、37例目の国史跡として指定される。

奈良時代に不破関（ふわのせき、岐阜県）、愛発関（あらかのせき、福井県）とともに三関（さんげん）とされた律令国家によって最も重要とされた交通管理施設である。その位置は、大和国、伊賀国と伊勢国を画する布引山地から平野へと移行する山麓部の東西交通の要衝にあたるが、江戸時代の東海道の宿のひとつ関宿付近が良好に残るため、鈴鹿関に係る遺構はこれまで確認されていなかった。亀山市は、平成17年度以降、これまでの鈴鹿関に関する調査研究を踏まえ、その遺構の検出を目的とした分布調査を継続的に実施し、関宿の北方に位置する観音山から、南方に位置する城山を経て鈴鹿川に至る総延長約650m以上に及ぶ南北方向の築地塀の存在を想定した。それを受けて平成18年度から想定線に沿って、築地塀（ついじべい）の位置と構造等を確認するための発掘調査を実施した。

その結果、観音山とその南麓で、8世紀中頃と考えられる瓦葺きの築地塀（ついじべい）の一部が検出されたことにより、これまで実態が不明であった鈴鹿関関連の施設が初めて明らかになった。西辺築地塀の検出は、これまで実態が不明であった鈴鹿関の政庁（せいちょう）をはじめとする関の位置や構造を考える上で重要である。

1 鈴鹿関跡 平成18年度第1次調査状況（西から）



2 鈴鹿関跡 令和元年度第9次2区調査状況（南から）

